

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第13号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所 管 所 属：平野区役所

通 知 日：令和 7 年 6 月 25 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2(1)	業務代行料の精算については是正を求めたもの 平野区の令和 3 年度業務代行料精算について確認したところ、次のとおりであった。 ・業務代行料増額の必要がなかったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収分の補填として業務代行料の増額変更（過支給）を行った。 ・覚書には利用料金制移行に伴う不用額が記載されていなかった。 【指摘事項】 平野区は、令和 3 年度業務代行料について適正に精算されているか再度精査し、当該指定管理者に過支給分の返還を求めるなど、適切な措置を講じられたい。	・令和 3 年度業務代行料の精算については、市民局の通知内容についての理解と、精算の根拠について所属としての意思決定に携わる者全員の認識共有を十分に行ったうえで、関係局に確認を行い再度精査し、過支給分等の金額の算定を行う。 ・過支給分等の金額の算定後、法的リスク審査に諮り、必要に応じてリーガルサポーターズ制度を活用するなどし、精算内容の確定を行う。 ・指定管理者と精算内容について協議する。 ・業務代行料の精算にあたっては、契約変更に伴う決裁に市民局の通知等精算の根拠を添付するよう周知するとともに、制度改正や通知により取扱いが変わる場合等において、関係課及び経理担当者等の複数人が参加する場を設けて、精算根拠についての解釈に誤りがないか等確認を十分に行うこととした。 ・かかる事務の手続チェックリストを作成するなど、本件のような事務の見える化をあらためて図ることで、組織として適切にチェックする仕組みを再構築・運用する。	措置中	(令和 7 年10月31日)